

## 「銀行口座凍結対策としての家族信託」のAI回答

認知症による銀行口座凍結への対策として、家族信託は有効な手段です。家族信託を利用することで、口座名義人の判断能力が低下しても、受託者（家族など）が財産を管理・運用できるようになります。これにより、生活費や医療費の支払いが滞るリスクを回避できます。

### 口座凍結のリスク

口座名義人が認知症などで判断能力を失うと、銀行はその口座を凍結します。凍結されると、たとえ家族であっても預金の引き出しや定期預金の解約ができなくなります。これは、本人の意思確認ができないことや、家族間のトラブル防止、詐欺被害防止のためです。

### 家族信託の仕組み

家族信託では、財産を持つ人（委託者）が信頼できる家族（受託者）に財産を託し、管理・運用を任せる契約を結びます。これにより、委託者の判断能力が低下しても、受託者が信託契約に基づいて財産を管理し、必要な資金の引き出しなどが可能になります。

### 家族信託のメリット

- 口座凍結の回避:** 認知症による口座凍結を防ぎ、財産の管理・運用を継続できます。
- 柔軟な財産管理:** 成年後見制度と異なり、裁判所の関与が少なく、柔軟な財産管理が可能です。
- 財産承継の計画:** 相続対策としても利用でき、将来の財産承継を円滑に進められます。

### 家族信託の手続き

- 信託契約の締結:** 委託者と受託者で信託契約を結びます。公正証書での作成が推奨されます。
- 信託口口座の開設:** 受託者は、信託財産を管理するための専用口座（信託口口座）を開設します。これにより、受託者の個人財産と信託財産を明確に区別して管理できます。
- 財産の移管:** 委託者の預貯金などを信託口口座に移します。

### 注意点

- 早期の準備:** 家族信託は、委託者が判断能力を失う前に契約を結ぶ必要があります。中度以上の認知症になると、新規契約は原則として不可能になります。
- 金融機関の対応:** 信託口口座の開設には、特定の銀行でのみ対応している場合があります。また、金融機関によっては公正証書の提出を求められることがあります。